

	助成事業	内容	問い合わせ先
芸術活動 支援	横浜における創造的活動助成 【先駆的芸術文化活動部門】	文化芸術のあふれる街横浜の推進を目的に、創造の担い手 による創造性あふれた先駆的な芸術文化活動を助成 募集期間 第1期 平成23年3月1日(火)～平成23年3月31日(木) 第2期 平成23年6月1日(水)～平成23年6月30日(木) 応募資格 個人または団体	アーツコミッション・ヨコハマ 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 ヨコハマ創造都市センター TEL:045-227-7322 FAX:045-221-0215 E-mail: acy@yaf.or.jp
立地 促進	クリエイター・アーティストの ための事務所等開設支援助成	都心部の活性化及び創造産業の振興を図るため、関内・関 外地区の既存の民間建築物に、新規もしくは増床伴う移転 で、事務所・スタジオ・ギャラリーなどを設置するクリエ イター・アーティスト等を助成 応募締切 平成24年1月13日(金) 応募資格 クリエイター、アーティスト等(個人・法人)	
立地 促進	芸術不動産 リノベーション助成	都心部の活性化及び創造産業の振興を図るため、既存の 民間建築物で、新たにアーティスト、クリエイター等の活動 拠点に整備・転用することにより、その活動を支援するビ ル改修に対する助成 応募資格 建物のオーナー、建物の運営者	
コミュニティ 活性化	文化芸術による 地域づくり事業 「横浜アートサイト2011」	横浜市内各地において、その地域独自の歴史や自然・国際 性など豊かな資源の魅力を活かし、地域に密着したコミュ ニティの活性化を目指す団体をサポートするアート活動支 援事業 応募締切 平成23年3月4日(金) 応募資格 横浜市民、NPO等を中心に組織した 実行委員会または団体	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ「横浜アートサイト2011」担当 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 ヨコハマ創造都市センター TEL:045-221-0325 FAX:045-221-0215 E-mail: artsite@yaf.or.jp
にぎわい 創出	マザーポートエリア活性化 推進事業	「横浜の顔」として魅力ある地域資源を持つマザーポートエ リアの魅力向上と活性化を図ることを目的として、同エリア で実施される事業を支援 募集期間 第1期 平成23年2月10日(木)～平成23年3月10日(木) 第2期 平成23年6月14日(火)～平成23年7月11日(月) 応募資格 団体(法人格の有無は不問)	横浜市APEC・創造都市事業本部創造都市推進課※ マザーポートエリア活性化推進事業担当 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-4310 FAX:045-663-1928 E-mail: ts-eizo@city.yokohama.jp
映画祭 支援	横浜市映画祭開催支援事業	多様な映画作品を身近に鑑賞・体験できることを目的とし て、都心臨海部で開催される映画祭を支援 募集期間 平成23年2月3日(木)～平成23年3月3日(木) 応募資格 NPO法人、団体	横浜市APEC・創造都市事業本部創造都市推進課※ 映画祭支援事業担当 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-4310 FAX:045-663-1928 E-mail: ts-eizo@city.yokohama.jp
観光 プロモ ーション	横浜観光プロモーション 認定事業	横浜の集客力を高める事業や、来訪者の満足度を高める事 業、およびヨコハマの観光・コンベンション都市としてのブ ランドを向上させる様々な事業を支援 募集期間 第1期 募集は終了しました 第2期 平成23年4月1日(金)～平成23年4月28日(木) 第3期 平成23年7月1日(金)～平成23年7月29日(金) 応募資格 設立後3年以上を経過している企業・団体など	財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 事業部 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階 TEL:045-221-2111 FAX:045-221-2100 E-mail: ypf@www.welcome.city.yokohama.jp

助成事業の詳細につきましては、各窓口にお問合せください

※4月1日以降、文化観光局に名称変更する予定です。



横浜における 創造的活動助成

[企業・団体による創造的事業部門]

FOUNDATION FOR CREATIVE ACTIVITY IN YOKOHAMA

[SECTION FOR CREATIVE BUSINESS BY COMPANY AND ASSOCIATION]

2011



平成
23年度

横浜における創造的活動助成 募集要項 [企業・団体による創造的事業部門]

アーツコミッション・ヨコハマ (ACY) は、“芸術文化のもつ創造性を活かした街づくり”「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の推進のために、横浜に集うアーティスト、クリエイター等の様々な“創造の担い手たち”の活動支援を行なっています。「企業・団体による創造的事業部門」は、法人または団体が、アートやデザイン、コンテンツビジネスなどの創造産業分野と連携し、新産業の創出、都市の課題解決などに取り組む“創造的事業”を支援するものです。社会を変えるアイデアを持った事業者を募集し、横浜市内で実施される先駆的かつ継続発展の見込める事業に対して助成金を交付します。

募集期間

平成23年3月1日(火)から平成23年4月30日(土)必着まで。

応募資格

法人又はこれに準ずる団体(任意団体を含む)

対象となる事業

以下の1~3の条件の全てを満たし、4の波及的効果が期待できる事業

- 1 横浜市内で実施されるか、もしくは、横浜から発信される事業
- 2 企業や団体が、アートやデザイン、コンテンツビジネスなどの創造産業分野と連携して取り組む事業。または、創造産業系事業者が、企業や団体と連携する事業
- 3 横浜の地域資源や人材を活用している事業
- 4 事業の結果として、創造産業の発展、新産業の創出、都市の課題の提示や解決、横浜のブランド力向上に繋がり、将来的に横浜への経済効果が期待される事業

■ 創造産業とは…
デザイン、美術、音楽、舞台芸術、映像コンテンツ、ICT産業、広告、放送、出版などを想定しています。

応募条件

上記に合致する平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に行なわれる活動。

下記の項目のいずれかに該当する事業は応募資格の対象外となります

- 横浜市への補助金又は助成金等と当助成金の支出項目が重複する場合
- 政治的又は宗教的普及宣伝活動と認められるもの
- その他公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの

応募方法および提出書類

申請書に必要事項を記入し右記の書類を揃えて、持参・郵送にてご提出ください(Eメール不可)。申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。

本申請に要した費用は、申請者の負担とします。申請書類、資料は返却しません。

様式ダウンロード URL

<http://www.yaf.or.jp/artscommission/grants>

各5部提出
・原本1部
・コピー4部

- 1 創造的活動助成交付申請書(創造的事業部門 第1号様式)
- 2 事業・活動実施計画書(第2号様式)
- 3 事業・活動実施予算書(第3号様式)
- 4 定款(写)、団体規約等

助成内容

上限100万円とします。(経費の1/2以内)

■ 本助成は、100万円を上限に事業実施経費の一部に対して助成金を交付するものです。

対象経費(例)

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 企画検討費 | 5 広告宣伝費 |
| 2 システム構築費 | 6 印刷製本費 |
| 3 会場使用費 | 7 その他事業実施に必要な経費 |
| 4 管理運営費 | ※交際費、接待費、打ち上げ経費、事務所備品費、家賃等は対象外となります。 |

選考方法

選考委員会の審査にて決定します。

※選考結果は、採否に関わらず申請者すべてに書面にて通知します。

評価のポイント

次の4項目を重視します。

- 1 企画の先駆性
- 2 企画の発展性
- 3 企画の発信力
- 4 横浜独自の地域資源や人材活用につながる工夫がなされているもの

助成交付に伴う義務等

- 1 事業終了後30日以内に「事業報告書」を提出してください。提出の際は、直接ACYまで代表者もしくは担当者が持参してください。(要事前予約)
- 2 助成金を受けて実施される事業に関する印刷物、インターネット等の告知については、助成名「ACY横浜における創造的活動助成」の文言、およびACYのロゴマーク、クリエイティブシティ・ヨコハマのロゴマークを記載してください。
- 3 ACYが実施する採択事業プレゼンテーションへの参加
- 4 ACYアートデータバンクへの登録
- 5 その他「横浜における創造的活動助成交付要綱」に定める事項

問い合わせ先・送付先

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 TEL:045-227-7322
アーツコミッション・ヨコハマ MAIL:acy@yaf.or.jp
企業・団体による創造的事業部門 担当 URL:www.yaf.or.jp/artscommission

受付時間
11:00~19:00
※施設点検による休館日(不定)を除く。

	助成交付事業として採択された方はACY・アートデータバンクに登録させていただきます。ACY・アートデータバンクの詳細はホームページにてご確認ください。 http://www.yaf.or.jp/artscommission/databank.html
---	--

情報公開
個人情報

本助成への申請内容の一部は「公益財団法人横浜芸術文化振興財団の保有する情報の公開に関する規定」に則り、情報公開の対象となります。本規程では、個人情報や当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは開示しないことが認められています。(但し、人の生命、健康、生活又は財産保護のため公にすることが必要であると認められる場合を除きます。)

申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該申請およびACY・アートデータバンク登録への対応以外に使用することはありません。